

京都市障害者施策推進審議会条例

平成6年3月10日
条例第42号

(設置)

第1条 障害者基本法第36条第1項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成24年5月28日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項中「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(平成24年5月28日規則第8号で平成24年5月28日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

3 改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する

京都市障害者施策推進審議会 委員名簿

(平成29年10月10日現在)

氏名	所属団体等	備考
1 加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授	会長
2 浅田 将之	京都市居宅介護等事業連絡協議会理事・事務局長	
3 石川 一郎	株式会社京都新聞社論説副委員長	
4 板野美由紀	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会会長	
5 岩井 浩	京都腎臓病患者協議会事務局長	
6 緒方 由紀	佛教大学教授	
7 岡本 慶子	京都精神神経科診療所協会理事	
8 岡 美智子	京都府自閉症協会会長	
9 加納 恵子	関西大学教授	
10 上村 啓子	京都精神保健福祉施設協議会事務局長	
11 岸 光哉	特定非営利活動法人 京都難病連事務局長	
12 桐原 尚之	京都ユーザーネットワーク副代表	
13 小泉 浩子	日本自立生活センター自立支援事業所長	
14 佐々木 和子	京都ダウン症児を育てる親の会(トライアングル)顧問	
15 高野 朝琴	市民公募委員	
16 高山 正紀	京都市聴覚障害者協会副会長・福祉対策部長(兼職)	
17 竹田 明子	一般社団法人 京都精神科病院協会	
18 谷口 佐智子	ピープルファースト京都	
19 谷村 敏幸	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会理事	
20 寺田 玲	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会事務局次長	
21 寺前 愛子	京都弁護士会	
22 戸田 則子	京都障害者就業・生活支援センター所長	
23 西澤 昭造	特定非営利活動法人 京都市肢体障害者協会副理事長	
24 伴 加代子	特定非営利活動法人 高次脳機能障害支援 つくしの会副理事長	
25 樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会会長	
26 平田 義	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事	
27 藤原 健司	公益社団法人 京都府視覚障害者協会理事	
28 古川 末子	公益社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会副会長	
29 三浦 晶子	一般社団法人 京都府医師会理事	
30 村井 健次郎	京都市民生児童委員連盟	
31 村井 文枝	きょうされん京都支部副組織委員長	
32 村田 恵子	特定非営利活動法人 京都頸髄損傷者連絡会会長	
33 森田 美千代	京都障害者スポーツ振興会副会長	
34 山根 俊茂	特定非営利活動法人 京都市中途失聴・難聴者協会副理事長	
35 吉村 安隆	公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会 政策(渉外)部会担当	

※会長を除き五十音順。敬称略。

京都市障害者施策推進審議会作業検討部会 委員名簿

氏 名		所 属 団 体 等	備考
1	加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授	部会長
2	浅田 将之	京都市居宅介護等事業連絡協議会理事・事務局長	
3	板野 美由紀	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会会長	
4	岸 光哉	特定非営利活動法人 京都難病連理事	
5	岡 美智子	京都府自閉症協会会長	
6	桐原 尚之	京都ユーザーネットワーク副代表	
7	高山 正紀	京都市聴覚障害者協会副会長・福祉対策部長（兼職）	
8	谷村 敏幸	一般社団法人 京都手をつなぐ育成会理事	
9	戸田 則子	京都障害者就業・生活支援センター所長	
10	西澤 昭造	特定非営利活動法人 京都市肢体障害者協会副理事長	
11	伴 加代子	高次脳機能障害支援つくしの会副理事長	
12	樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会会長	
13	藤原 健司	公益社団法人 京都府視覚障害者協会副会長	
14	村井 文枝	きょうされん京都支部副組織委員長	
15	吉村 安隆	公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会政策（渉外）部 会担当	

※部会長を除き五十音順。敬称略。

障害に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク		障害のある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 【関連機関】(公財)日本障害者リハビリテーション協会
身体障害者標識		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは禁止されています。 【関連機関】警察庁、京都府警本部
視覚障害者のための国際シンボルマーク		世界盲人連合で1984年に制定された視覚障害者のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。 【関連機関】(福)日本盲人福祉委員会
聴覚障害者標識		政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは、禁止されています。 【関連機関】警察庁、京都府警本部
耳マーク		聴覚障害があることを示す、国内で使用されているマークです。聴覚障害のある方は外見からは分からないため、聴覚障害への理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。 【関連機関】(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
筆談マーク		相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。 対象：筆談を必要としている人 意味：「筆談で対応をお願いします」、「筆談で対応します」等 【関連機関】(一財)一般財団法人全日本ろうあ連盟
ヒアリングループマーク		補聴器等を使用されている方の「聞こえ」を支援する「ヒアリングループ」が設置されていることを示します。 【関連機関】(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
手話マーク		5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。 対象：ろう者等、手話を必要としている人 意味：「手話で対応をお願いします」、「手話で対応します」等 【関連機関】(一財)一般財団法人全日本ろうあ連盟
オストメイトマーク		人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 【関連機関】(公社)交通エコロジー・モビリティ財団
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもとより、デパートやレストラン等の施設や一定規模以上の民間事業所で補助犬が同伴できることとなっています。 【関連機関】厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのマークです。 【関連機関】京都府健康福祉部障害者支援課
ハート・プラスマーク		身体内部に障害のある方を示す、国内で使用されているマークです。内部障害(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障害への理解と配慮を求めているものです。 【関連機関】(NPO)ハート・プラスの会

